

京 都 大 学 研 修 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 研修員</p> <p>第1条 学部、研究科又は研究所等(以下「部局」という。)において高度の専門的知識を有する者が、特定の事項について研修を志望するときは、<u>総長は、当該部局の議を経て許可する。</u></p> <p>第2条 研修志望者は、願書に研修科目及び期間を記載し、履歴書を添付して志望者の所属長を経て<u>総長に出願しなければならない。ただし、出願時期は、当該部局の定めるところによる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第10条 本規程に違背したとき、又は疾病その他の事故により研修の見込がない者に対しては、<u>部局長の申出により総長において研修の中止を命ずる。</u></p> <p>第2 内地研究員、教育研究機関研究員、受託研究員、日本学術振興会特別研究員、外国人受託研修員及び中国医学研修生</p> <p>第11条 本学以外の国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)別表第1の第2欄に掲げる大学をいう。以下同じ。)又は国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第12条の規定により設置されるものをいう。以下同じ。)の教員(国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)の適用を受ける教員に相当するものをいう。以下同じ。)で、教授研究能力を向上させることを目的として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、<u>当該所属する国立大学又は国立高等専門学校(以下「国立大学等」という。)の長からの依頼に基づき、内地研究員として、当該部局の議を経て総長が許可する。</u></p> <p>2 本学の教員が、前項の目的により、本学以外の国立大学等で研究に従事することを志望するときは、<u>総長は、当該部局の長の推薦に基づき、かつ、あらかじめ受入機関の長の承諾を得て、許可する。</u></p> <p>第12条 国立大学等以外の教育研究機関(私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学をいう。以下同じ。)の教員で、教授研究能力を向上させることを目的として、又は理科教育若しくは産業教育の振興に資するため、独立行政法人教</p>	<p>第1 研修員</p> <p>第1条 学部、研究科又は研究所等(以下「部局」という。)において高度の専門的知識を有する者が、特定の事項について研修を志望するときは、<u>研修員として、当該部局の長が受入を許可する。</u></p> <p>第2条 研修志望者は、願書に研修科目及び期間を記載し、履歴書を添付して志望部局の長に出願しなければならない。</p> <p>2 出願時期は、当該部局の定めるところによる。</p> <p>第10条 本規程に違背したとき、又は疾病その他の事故により研修の見込がない者に対しては、<u>当該部局の長は研修の中止を命ずることができる。</u></p> <p>第10条の2 <u>部局の長は、当該部局において研修を許可したとき又は研修の中止を命じたときは、速やかに総長に報告するものとする。</u></p> <p>第2 内地研究員、教育研究機関研究員、受託研究員、日本学術振興会特別研究員、外国人受託研修員及び中国医学研修生</p> <p>第11条 本学以外の国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)別表第1の第2欄に掲げる大学をいう。以下同じ。)又は国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第12条の規定により設置されるものをいう。以下同じ。)の教員(国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)の適用を受ける教員に相当するものをいう。以下同じ。)で、教授研究能力を向上させることを目的として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、<u>当該所属する国立大学又は国立高等専門学校(以下「国立大学等」という。)の長からの依頼に基づき、内地研究員として、当該部局の長が受入を許可する。</u></p> <p>2 <u>部局の長は、受入を許可したときは、速やかに総長に報告するものとする。</u></p> <p>3 本学の教員が、前項の目的により、本学以外の国立大学等で研究に従事することを志望するときは、<u>当該部局の長は、あらかじめ受入機関の長の承諾を得て、許可する。</u></p> <p>第12条 国立大学等以外の教育研究機関(私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学をいう。以下同じ。)の教員で、教授研究能力を向上させることを目的として、又は理科教育若しくは産業教育の振興に資するため、独立行政法人教</p>

改 正 前	改 正 後
<p>員研修センターが実施する教員派遣研修における研修生として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する研究機関の長又は独立行政法人教員研修センター理事長からの依頼に基づき、教育研究機関研究員として、<u>当該部局の議を経て総長</u>が許可する。</p> <p>第13条 民間会社等の現職技術者又は研究者で、その能力を向上させることを目的として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する民間会社等の長からの依頼に基づき、受託研究員として、当該部局の長が許可する。</p> <p>2 部局長は、前項により受入を許可したときは、<u>速やかに総長に報告するものとする。</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が、開発途上国の自立的発展並びに文化的水準及び知的水準の向上に資するため開発途上国から研修員を招致する場合において、本学に対し当該研修員に係る研修の実施依頼があるときは、機構の理事長からの申請に基づき、外国人受託研修員として、<u>当該部局の議を経て総長</u>が受入を許可する。</p> <p>第16条 財団法人日中医学協会(以下「協会」という。)が、中華人民共和国における保健医療に従事する人材の養成に資するため同国から研修生を招致する場合において、本学に対し当該研修生に係る研修の実施依頼があるときは、協会の理事長からの申請に基づき、中国医学研修生として、<u>当該部局の議を経て総長</u>が受入を許可する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第20条 第4条、第5条第3項及び第4項並びに第7条から第10条までの規定は、内地研究員に準用する。</p> <p>2 第4条、第5条第3項及び第4項、第6条本文<u>並びに第7条から第10条までの規定は</u>、教育研究機関研究員に準用する。</p> <p>3 第4条、第5条第3項及び第4項<u>並びに第6条から第10条までの規定は</u>、受託研究員に準用する。この場合において、第6条の規定中「1年以内に限り」とあるのは「その期間を」に読み替えるものとする。</p> <p>4 第4条及び第7条から第10条までの規定は、日本学術振興会特別研究員に準用する。</p> <p>5 第5条第3項及び第4項<u>並びに第8条から第10条までの規定は</u>、外国人受託研修員に準用する。</p>	<p>員研修センターが実施する教員派遣研修における研修生として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する研究機関の長又は独立行政法人教員研修センター理事長からの依頼に基づき、教育研究機関研究員として、<u>当該部局の長</u>が受入を許可する。</p> <p>第13条 民間会社等の現職技術者又は研究者で、その能力を向上させることを目的として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する民間会社等の長からの依頼に基づき、受託研究員として、<u>当該部局の長</u>が受入を許可する。</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p>第15条 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が、開発途上国の自立的発展並びに文化的水準及び知的水準の向上に資するため開発途上国から研修員を招致する場合において、本学に対し当該研修員に係る研修の実施依頼があるときは、機構の理事長からの申請に基づき、外国人受託研修員として、<u>当該部局の長</u>が受入を許可する。</p> <p>第16条 財団法人日中医学協会(以下「協会」という。)が、中華人民共和国における保健医療に従事する人材の養成に資するため同国から研修生を招致する場合において、本学に対し当該研修生に係る研修の実施依頼があるときは、協会の理事長からの申請に基づき、中国医学研修生として、<u>当該部局の長</u>が受入を許可する。</p> <p>第20条 (同 左)</p> <p>2 第4条、第5条第3項及び第4項、第6条本文、<u>第7条から第10条まで並びに第11条第2項の</u>規定は、教育研究機関研究員に準用する。</p> <p>3 第4条、第5条第3項及び第4項、<u>第6条から第10条まで並びに第11条第2項の</u>規定は、受託研究員に準用する。この場合において、第6条の規定中「1年以内に限り」とあるのは「その期間を」に読み替えるものとする。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 第5条第3項及び第4項、<u>第8条から第10条まで並びに第11条第2項の</u>規定は、外国人受託研修員に準用する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>6 第5条第3項及び第4項、第6条本文並びに第8条から第10条までの規定は、中国医学研修生に準用する。 (後 略)</p>	<p>6 第5条第3項及び第4項、第6条本文、第8条から第10条まで並びに第11条第2項の規定は、中国医学研修生に準用する。</p> <p>附 則 この規程は、平成19年2月5日から施行する。</p>